

神智從義の三身解釈

弓場 苗生子

趙宋期の天台宗に展開した山家山外の論争においては、仏身の相好に関する問題についても盛んに争われた。仏身における生身・尊特身の別について、山家派の四明知礼は対機となる衆生の認識における差異や教部の優劣によって生じるものと判釈し、さらに法身や常寂光土においても諸差別相が宛然とそなわることを主張した。知礼の高弟であった雪川仁岳は、このような師の見解に対して強く反発し、これを契機として山家派を離反するに至ったと言われる。⁽¹⁾ 今回扱うところの神智從義は、仁岳とともに後山外派の学匠として位置づけられるのが常である。その仏身・仏土に対する言及を検証するに、仁岳の主張を追うところは大きいものの、仁岳においては未だ十分に論じられていなかった部分をも詳細かつ体系的に説示していると言える。小稿では、從義が三身における有相・無相の対立を如何にして解決したかという問題を中心に、その立論の内容を検討することを目的としたい。

まず、『止観義例纂要』巻三の文に拠って、從義が基本と

して取るところの三身の判を確認していくこととする。

故知心体即常寂光者、此乃結示身土居乎一心之所以也。所以者何、即是心体常寂光也。是則若無心体寂光融攝不二、何得身土依正報在於一念。須知、此文乃以空・中為常寂光、即自行唯在空・中之義也。故自受用報冥於法身、即是空・中為常寂光。故。淨名疏云、前二是応、即応仏所居。第三亦応報、即報仏所居。後一但是眞淨、非報非応、即法身所居。既以法身居常寂光、必須兼於自受用報。以下自受用報常冥法身、乃是理体亡泯無相故也。第三亦応報即報仏所居者、此即他受用報也。以下他受用報亦名報身、亦名中・応身故也。然雖亦名・応身、既是称実感報、所以但名報身。故云第三亦応報即報仏所居也。故不可以下自報之無相、居中実報之有相。以下三土皆是有相事用故也。釈籤化他三千赴物、即此意也。⁽²⁾

ここで從義は、まず法身と自受用報身を無差別の理体として位置づけることで心体即常寂光の義を解し、続いて『維摩經略疏』巻一の文に四土と三身の配当を明かすうち、実報土について亦応亦報としながらも、居するところの仏身として報仏のみを挙げていることに拠って、他受用報身が報身と応

身の二義に通じることの説明している。その上で法身と自受用報身とを無相の常寂光土に、他受用報身と応身とを有相である実報土以下三土に配して釈するのである。このように、從義の三身釈においては無相と有相という体用の対比が強く意識されていることが知られる。さらに、從義による仏身相好の立論において重要となるのが、報身相好を論ずるに当たりその界外法性尊特としての意義を盛んに強調する点である。その著作を閲するに、法性の身を持つ他受用報身による一切世間の該摂を説く場面が間々見受けられることに気づかされる。『金光明經文句』卷二の「問。四仏説偈、為各為共。答。經既無文、不可定判。或宜聞共說異口同音、或宜聞別說各引一喻。見亦如是。若見四仏同尊特身、一身一智慧者、即是常身。弟子衆一故。若見四仏仏身不同、即是応化。弟子衆多故。」という記述について、『金光明經文句新記』卷三では次のように釈す。

今謂、四仏同尊特身一身一智慧、即是常身。弟子衆一者、仏及弟子、並約界外法性之身、無有差別故皆是一也。故大論明、仏尊特身光明色像無量無辺、普賢菩薩身量無辺如此。豈非仏及弟子身智常壽皆是一邪。良以十方三世一切諸仏、但一舍那報身尊特故也。報身既爾、法身準知。是故但一毘盧遮那耳。……是知、界内所居国土既有淨穢千差万品、而能依身亦復種種長短優劣。若乃界外既是同一法性之身、則無大小差降之異。約此而分三身。尊特、如指諸掌。

ここで從義は、『大智度論』所説の法性身仏およびその所化である法性身の菩薩の義を根拠として引き、報身仏による一切の該摂を説いている。すなわち、差別の諸仏と無差別の法性身仏とを対比させた上で、尊特身が光明無量の法性身を有する一仏であるべきことを主張するのである。さらに続く箇所では、種々の差別を有する界内の仏身と、無差別の一性である界外法性身との対比を重ねて強調する。ただし、ここで注意されるのが、この法性尊特たる報身仏の無相が言われるのは分段生身の仏と対比させるときに限ったものであり、先に示すが如く、理体である法身・自受用身とに対比させたならば、やはり有相の事用に過ぎないということである。『金光明經文句新記』卷四に見える後の文においては、仏身の相海を釈するに、法性法身の深広の相海を以て、報身相好の広大無辺を言ったものと判じている。その上で、無辺の理体に相即しているという意味で生身仏の相海を歎ずる場合があるからといって、相好そのものが周遍し無辺際である他受用法性の身とは厳密に区別されるべきであると主張する。そしてこれに続けて、次のように言う。

法華文句約三義一釈誠妙音云、初約如來座為誠云、夫仏身与理相称、不得見卑小而忘其尊嚴。記云、依空亡相、身是有相、理為妙空。一塵之身尚与理等、況丈六之質而生劣想邪。今試明之。既以法空為座、是故丈六劣應生身、依

於畢竟妙空之理、亡_レ於丈六有相之卑、而達_レ法身体量周徧。是故不_レ得_レ見_レ丈六之卑小_二而忘_中妙空之尊嚴_上也。斯乃止指_二体量周徧_一、名為_二尊嚴_一。非_レ謂_二勝應_一・他報尊特是尊嚴_上也。良以_レ勝應_一・他報、雖_レ名_二尊嚴奇特_一、猶是有相之事、不_レ是依_二於空理_一亡_レ泯相好_甲故也。人不_レ見_レ之、便謂_二此是指_レ劣為_レ勝_一。不_レ亦謬_一乎。……

このように、『法華文句』卷一〇下の文とこれに対応する『法華文句記』の箇所を引き、劣應身とその所依の理たる法身との関係を釈するなか、他受用報身もまた法身と対比させたなら有相の事用に他ならないことを明言している。これまで見てきたように、従義による他受用報身の判は、無差別の法性身であるとしながらも、一方では法身との対比から有相の事用に配する等、一定していないかのような印象を受ける。しかしながら、これは単なる自語相違に過ぎないと見るべきではなく、従義の取るところの仏身・仏土の判釈に深く関わるものであると考えられる。『四教儀集解』巻下では、仏国土における有相・無相の別を説いたのち、これを三身の論に応用する箇所が見える。

有相・無相、云何分別。若約_二事理_一、三土是事、事乃有相。寂光是理、理即無相。空・中為_レ理、俗諦為_レ事。若約_二中辺_一、復有_二離合_一。離謂_二修性各三_一、合謂_二修二性_一。修在三土、性在_二寂光_一。寂光之性非有非無、二土之修乃是有相及_二以無相_一。実報無相、方便・同居二土有相。此約_二修二性_一而説、寂光之性、非_レ無_二修徳_一。三土之修、非_レ無_二性徳_一。有相・無相、準_レ上思_レ之。性是中道、修是二辺。若乃離、為_二修性各三_一。同居・方便既有相、有相非_レ無_二無相_一。

双非。実報無相、非_レ無_二有相及_二以双非_一。寂光双非、非_レ無_二無相及_二以有相_一。常即法身、法身双非。寂即解脱、解脱有相。光即般若、般若無相。二修即性、非有非無。性即二修、而有而無。事即理故、一相亘_レ得。理即事故、万像宛然。事理・中辺、亦離合異。又復寂光、名_レ之為_レ体。体即実相、無_レ有_二分別_一。三土為_レ用、用則立法差降不同。四土既爾、三身亦然。若約_二二身_一、真身無相、応身有相。若約_二三身_一、法身双非、報身無相、応身有相。若離若合、準_レ土思_レ之。故存_二三身及_二以四土_一、法身寂光、定是無相。報身実報、則通_二二義_一。自報・他報、有無異故。同居・方便、応身有相。若其相即、俱有相俱無相。若但從_レ理、非相非無相。事理相對、無相即相、即相無相。情通妙会、諍計咸失_六。

ここに見える立論を整理するに、最初の事理に約して説く判は、小稿の初めに示した『止観義例纂要』巻三に見える三身四土の対応と同じものと言える。次の中辺に約す判について従義は合（修二性一）と離（修性各三）の二義を示し、常寂光土と実報土以下三土とを修性の関係によつて解釈している。すなわちここにおいては、非有非無の性である常寂光土と修である他の三土とが対比されるのみならず、修の境界である三土のうちにも有無の二辺対立が存するのである。したがつてこの判に準ずるなら、実報土は無相、方便・同居の二土は有相として解される。ここで約事理・約中辺の両判における他受用報身の位置づけに注目してみると、事理に約す判においては有相の側に配されているが、中辺に約する判では無相に配されることとなる。この難点を解決するため、従義

神智從義の三身解釈（弓 場）

は他受用報身について、丈六釈迦仏や阿弥陀仏のような目に見える相好差別は持たないまでも、法身と対比させたならやはり有相の事用である、光明無量、遍一切世間の法性身仏としての義を強調したとも考えられるのではないだろうか。つまり、從義が取るところの体用の相即義においては一の体と多の用という対立が前提となるが、界外法性身は応身相好の多と対比させたなら一、法身と対比させるときは有相の範疇に配することができ、事理・中辺の両重の判を矛盾なく会通しうる存在と言える。

以上、從義による仏身の判釈について確認した。從義が三身を論ずる際には、事理に約して分別するものと中辺に約して分別するものの二つの見方が意識されるのであり、その他受用報身解釈における界外法性身義の強調は、これによって二判を両立させようという意義を含むものと考えられる。知礼が仏身相好の別について衆生側の機根における差異に約して論じたことは、その立脚するところの当体全是の即義に照らすに必然的な帰結と言うべきであるが、從義による三身の判釈もまた、その所説である体用相即義を反映したものとと言えるだろう。

- 1 知礼・仁岳による生身尊特の論證については、安藤俊雄『天台性具思想論』（法蔵館・一九五三年）、陳英善『天台性具思想』

（東大図書公司・一九九七年）参照。

- 2 統藏二―四・三三三丁左。所引の『維摩經略疏』の文は大正三八・五六四頁中。

- 3 大正三九・五七頁中下。

- 4 統藏一―三一・三〇三丁左―三〇四丁右。所引の『大智度論』の文は卷三四、大正二五・三〇九頁上（取意）。

- 5 統藏一―三一・三一七丁右左。所引の『法華文句』の文は大正三四・一四四頁中、『法華文句記』（卷一〇下）の文は大正三四・三五六頁上。

- 6 統藏二―七・六二丁左―六三丁右。

（キ―ワード） 後山外派、神智從義、尊特身、他受用報身、法性身

（早稲田大学大学院）